

平成20年6月16日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 木下寛之 殿

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 堀 邦夫

監事 田中茂雄

### 監事監査報告書

独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの業務及び会計経理について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法の概要

監事は、幹部会等の重要な会議に出席するほか、各業務担当理事・部長等から業務実績の報告を聴取し、重要な決裁文書等を閲覧し、本部、地方事務所において業務及び会計の状況を調査し、必要に応じ、業務監査室から内部監査の実施状況及び会計監査人から会計監査の実施状況の報告を求めました。

なお、平成19事業年度は中期目標期間の最終年度であることから、中期計画で定められた項目の達成状況にも留意して監査を実施したほか、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、契約の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、従前にも増して留意し監査を実施しました。

## 2. 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

- (1) 会計帳簿については、記載すべき事項は正しく記載され、財務諸表の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 財務諸表は、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び関係諸法令に従い、機構の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、機構の予算区分に従って、決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 会計監査人である、あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は、中期計画、年度計画に沿い、機構の業務実施内容を適切に示していると認めます。
- (6) 役職員の職務遂行に関する不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は認められません。

## 3. 留意して監査した項目の監査結果

留意して監査した項目に関する監事の所見は、次のとおりです。

### (1) 中期計画で定められた項目の達成状況

平成15年10月1日から平成20年3月31日までの第1期中期目標期間における中期計画で定められた項目は、達成されたものと認められます。

機構では、四半期毎に業務の実施状況等について理事長が直接ヒヤリングを実施して中期計画事項の達成状況をチェックすることとされており、このような仕組みの存在が中期計画で定められた項目の全てを達成する上で有益であったと考えます。平成20年度を初年度とする次期中期目標期間においても、これまでと同様に四半期毎に業務の実施状況及び中期計画事項の達成状況をチェックする仕組みを継続することが適切と考えます。

### (2) 契約の状況

機構においては、平成18年4月に随意契約等審査委員会を設置する等、従前から随意契約の適正化に努めてきており、契約全体（少額のものを除く。）に占める随意契約の割合（契約金額比）は、平成17事業年度20.8%、平成18事業年度11.7%、平成19事業年度5.0%と着実に改善されています。

このような取り組みが行われている中、昨年12月には、更なる契約の適

正化を目指して新たな随意契約見直し計画が策定されたところです。今後はこの新たな随意契約見直し計画に従い更なる契約の適正化を確実かつ計画的に実施されることを期待します。

なお、一般競争及び企画競争に付した契約案件で、結果的に競争参加者が少数であり、競争によるメリットを十分に享受できていない可能性のある案件が見受けられます。このような案件についてもできる限り多くの者が競争に参加するよう、例えば公告期間を事務に支障のない範囲で延長する等の工夫を行うことが重要であると考えます。

### (3) 内部統制に係わる体制整備の状況

機構では、内部統制機能の強化に向けて法令遵守とリスク管理の両面から諸規程等の見直しや組織体制の整備、職員に対する教育・指導・研修等の計画的な実施、さらにはそれらの取り組みの実効性をその都度検証しながら、ガバナンスの強化を積極的に推進していると認められます。

また情報化社会の進展への対応として、その重要性が増している個人情報の保護を含めた情報セキュリティ対策も強化し、加えてコンプライアンスの推進に向けたコンプライアンス委員会を立ち上げるなど、その取り組みは評価すべき内容です。

機構の社会的責任と公共的使命に鑑み、現行の取り組みに甘んずることなく、その時々での社会的な要請も考慮しながら内部統制の実効性について検証を行い、課題の抽出・見直し・改善を進めることが肝要であると考えます。

### (4) 情報開示の状況

独立行政法人通則法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律により公開が義務付けられている事項、並びに契約に関する情報等は、全て適正に情報公開が行われていると認められます。

なお、機構では広報活動の実施状況の検証、強化方策の検討、提言、指示等を行うことを目的に広報推進委員会が設置されていますが、平成20年1月からは、それまでの随時開催から毎月開催に改める等、その機能の充実が図られたところであり、機構ホームページ等を通じた情報開示の一層の充実を期待します。

以 上